

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 1 月19日
【計算期間】	第 9 期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日)
【ファンド名】	年金積立 インデックスファンド日本債券
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信	内 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (日興債券パ フォーマンスイン デックス(総合))
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年 1 回

目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざします。

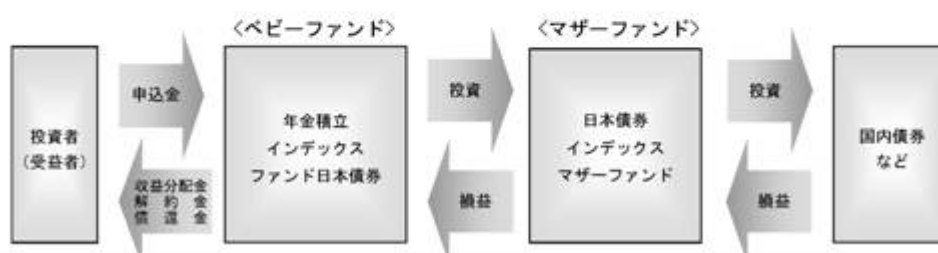
主として、「日本債券インデックスマザーファンド」への投資を通じて、わが国の公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざします。

「日本債券インデックスマザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、購入・換金動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



信託金限度額

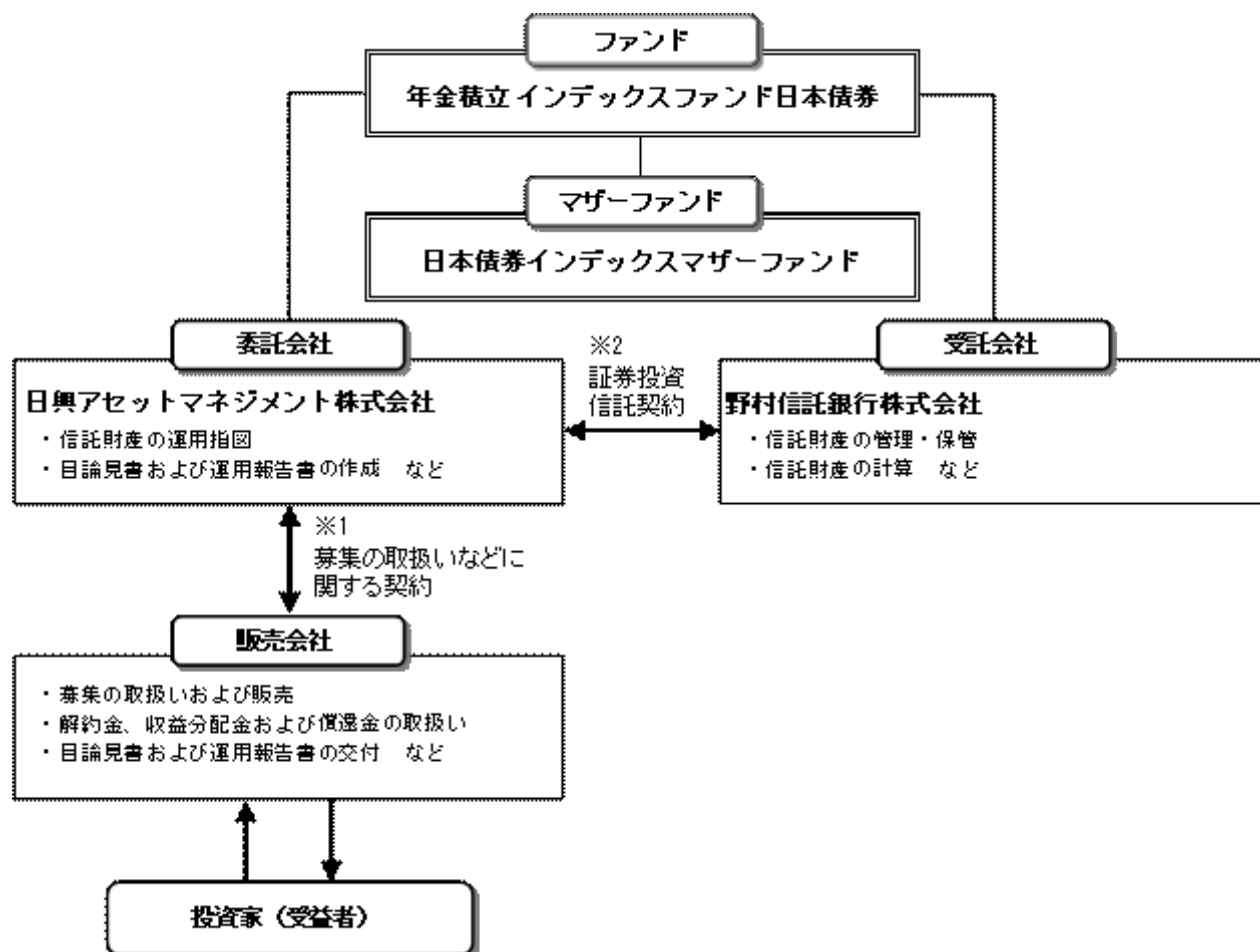
- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月17日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成22年11月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪府中央区北浜四丁目 5 番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<年金積立 インデックスファンド日本債券>

「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、ます。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、ます。）の行使により取得した株券、株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り、ます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)～7)の証券の性質を有するもの
- 9) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
- 11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 有価証券の貸付
 - 6) 公社債の空売
 - 7) 公社債の借入

８）資金の借入

< 日本債券インデックスマザーファンド >

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- ２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第12条、第13条および第14条に定めるものに限りま。）
- ３）金銭債権
- ４）約束手形
- ５）為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）を除きます。）には投資しません。

- １）国債証券
- ２）地方債証券
- ３）特別の法律により法人の発行する債券
- ４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りま。）
- ５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６）コマーシャル・ペーパー
- ７）外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの
- ８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- ９）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
- 10）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形
- ５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

次の取引ができます。

- １）先物取引等
- ２）スワップ取引
- ３）金利先渡取引
- ４）有価証券の貸付
- ５）公社債の空売
- ６）公社債の借入

投資対象とするマザーファンドの概要
 <日本債券インデックスマザーファンド>

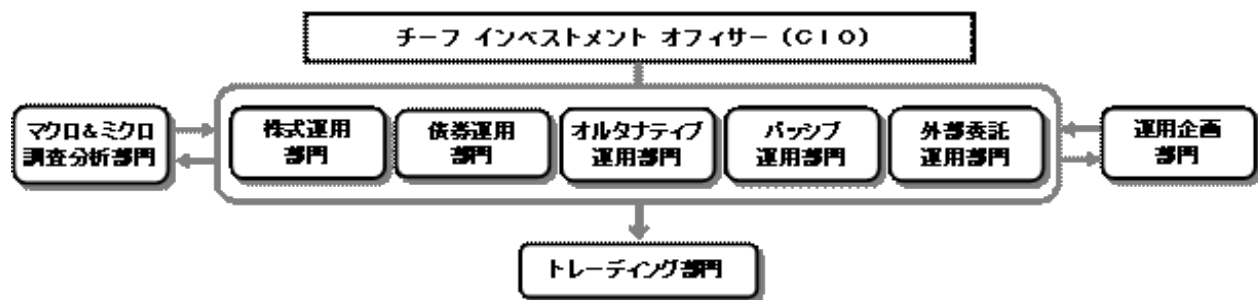
運用の基本方針	
基本方針	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、日興債券パフォーマンスインデックス（総合） [*] の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主としてわが国の公社債に投資し、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成10年10月30日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

* 日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付会社からB B B格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

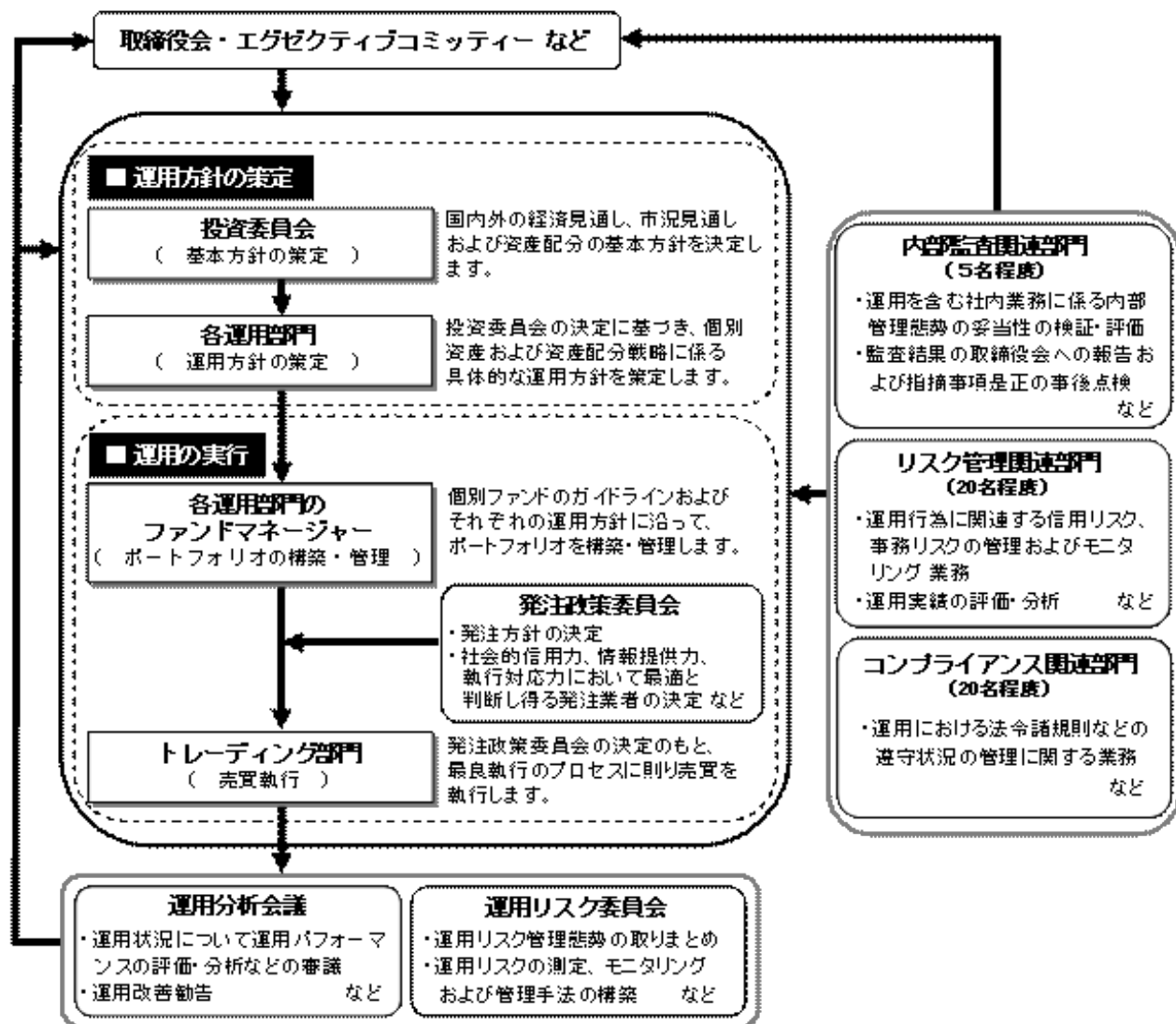
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成22年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限****< 年金積立 インデックスファンド日本債券 >**

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金

をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<日本債券インデックスマザーファンド>

- 1) 株式への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ・したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様 に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合 には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格 変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の 大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どお りに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクが あり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または それが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになるこ ともあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォ ルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがあ りますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準 価額が下落する要因となります。

< 日興債券パフォーマンスインデックス（総合）と基準価額の主な乖離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の変動率に 一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすること をお約束できるものではありません。

- ・日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の採用銘柄の変更や構成比率の変更などに よってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・ インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用 をファンドが負担すること。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日興債券パフォーマンス インデックス（総合）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

< その他の留意事項 >

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、 経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事など の諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これによ り、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合 や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の 判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に 大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、 ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥 当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場 合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

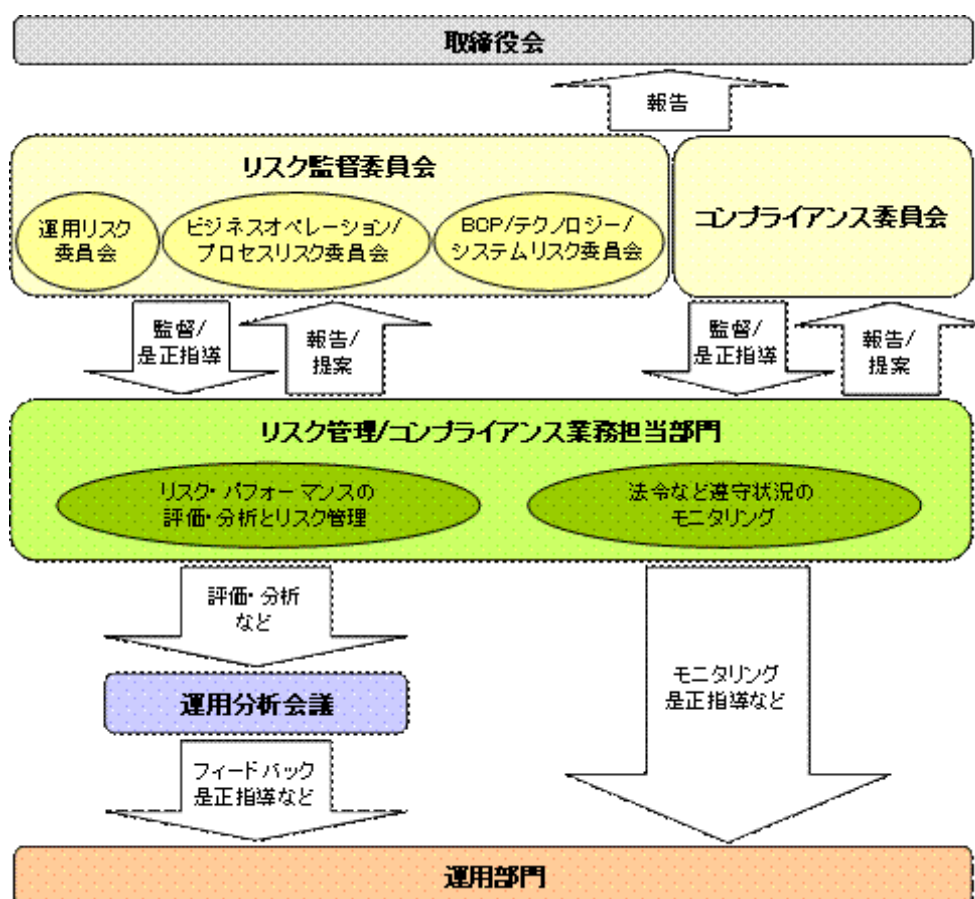
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託 会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買

が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■ 全社的リスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成22年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.4725%（税抜0.45%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.4725%	0.1470%	0.2940%	0.0315%
（0.45%）	（0.14%）	（0.28%）	（0.03%）

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金でない場合

1) 個人受益者の場合

イ) 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

ロ）解約金および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

2）法人受益者の場合

イ）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

ロ）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

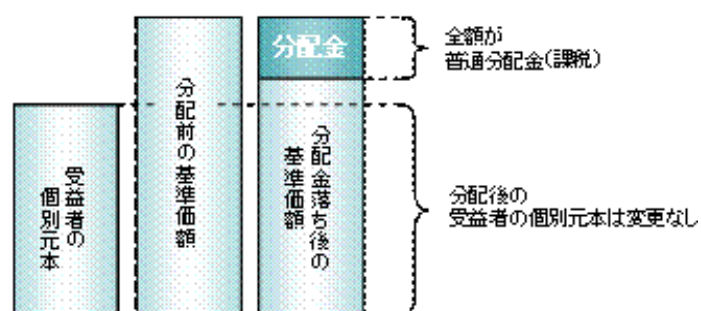
- 1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

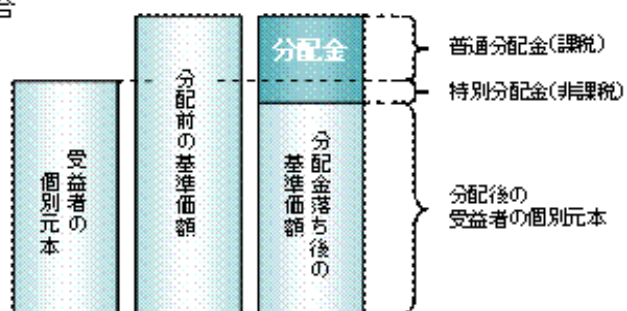
- 1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2）受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は本書提出日現在のものであり、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2010年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,735,988,623	100.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1	0.00
合計（純資産総額）		4,735,988,622	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率（％）
日本	親投資信託 受益証券	日本債券インデックスマザーファ ンド	3,938,452,078	1.2174	4,795,055,901	1.2025	4,735,988,623	100.00

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2002年10月28日	138	138	1.0205	1.0205
第2計算期間末	2003年10月27日	998	998	1.0106	1.0106
第3計算期間末	2004年10月26日	1,305	1,305	1.0194	1.0194
第4計算期間末	2005年10月26日	1,792	1,794	1.0182	1.0192
第5計算期間末	2006年10月26日	2,466	2,468	1.0142	1.0152
第6計算期間末	2007年10月26日	2,786	2,789	1.0311	1.0321
第7計算期間末	2008年10月27日	3,381	3,384	1.0463	1.0473
第8計算期間末	2009年10月26日	3,932	3,935	1.0678	1.0688
第9計算期間末	2010年10月26日	4,732	4,736	1.1070	1.1080
2009年11月末日		4,018	-	1.0774	-
12月末日		4,184	-	1.0785	-
2010年 1月末日		4,227	-	1.0779	-
2月末日		4,225	-	1.0789	-
3月末日		4,284	-	1.0765	-
4月末日		4,338	-	1.0850	-
5月末日		4,405	-	1.0876	-
6月末日		4,504	-	1.0993	-
7月末日		4,570	-	1.1024	-
8月末日		4,679	-	1.1090	-
9月末日		4,730	-	1.1096	-
10月末日		4,762	-	1.1048	-
11月末日		4,735	-	1.0924	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2001年10月17日～2002年10月28日	0
第2期	2002年10月29日～2003年10月27日	0
第3期	2003年10月28日～2004年10月26日	0
第4期	2004年10月27日～2005年10月26日	0.0010
第5期	2005年10月27日～2006年10月26日	0.0010
第6期	2006年10月27日～2007年10月26日	0.0010
第7期	2007年10月27日～2008年10月27日	0.0010
第8期	2008年10月28日～2009年10月26日	0.0010
第9期	2009年10月27日～2010年10月26日	0.0010

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2001年10月17日～2002年10月28日	2.05
第2期	2002年10月29日～2003年10月27日	0.97
第3期	2003年10月28日～2004年10月26日	0.87
第4期	2004年10月27日～2005年10月26日	0.02
第5期	2005年10月27日～2006年10月26日	0.29
第6期	2006年10月27日～2007年10月26日	1.76
第7期	2007年10月27日～2008年10月27日	1.57
第8期	2008年10月28日～2009年10月26日	2.15

第9期	2009年10月27日～2010年10月26日	3.76
-----	-------------------------	------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2001年10月17日～2002年10月28日	136,705,129	1,267,264
第2期	2002年10月29日～2003年10月27日	941,305,841	88,713,940
第3期	2003年10月28日～2004年10月26日	428,474,749	135,641,690
第4期	2004年10月27日～2005年10月26日	679,824,219	199,885,668
第5期	2005年10月27日～2006年10月26日	1,044,489,844	373,537,764
第6期	2006年10月27日～2007年10月26日	698,301,537	427,652,491
第7期	2007年10月27日～2008年10月27日	991,782,899	462,605,978
第8期	2008年10月28日～2009年10月26日	1,025,785,437	574,641,343
第9期	2009年10月27日～2010年10月26日	1,049,896,158	457,853,908

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）日本債券インデックスマザーファンド

以下の運用状況は2010年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	27,147,876,910	73.84
地方債証券	日本	2,606,459,000	7.09
特殊債券	日本	3,527,934,000	9.60
社債券	日本	3,120,311,984	8.48
	オーストラリア	101,159,000	0.28
	イギリス	100,721,000	0.27
	小計	3,322,191,984	9.04
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		162,325,549	0.44
合計（純資産総額）		36,766,787,443	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率	償還期限	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率（％）
日本	国債証券	第299回利付国債（10年）	1.3	2019/03/20	750,000,000	105.21	789,090,000	102.69	770,175,000	2.09
日本	国債証券	第287回利付国債（2年）	0.3	2011/12/15	580,000,000	100.21	581,241,200	100.15	580,864,200	1.58
日本	国債証券	第60回利付国債（20年）	1.4	2022/12/20	545,000,000	102.77	560,112,850	99.90	544,438,650	1.48
日本	国債証券	第87回利付国債（5年）	0.5	2014/12/20	540,000,000	101.03	545,535,000	100.48	542,581,200	1.48
日本	国債証券	第69回利付国債（5年）	0.9	2012/12/20	483,000,000	101.62	490,839,090	101.45	489,989,010	1.33
日本	国債証券	第81回利付国債（5年）	0.8	2014/03/20	464,000,000	102.09	473,688,320	101.65	471,642,080	1.28
日本	国債証券	第290回利付国債（10年）	1.4	2018/03/20	446,000,000	106.45	474,771,460	104.35	465,401,000	1.27
日本	国債証券	第64回利付国債（5年）	1.5	2012/06/20	417,000,000	102.25	426,386,670	102.03	425,481,780	1.16
日本	国債証券	第240回利付国債（10年）	1.3	2012/06/20	401,000,000	101.92	408,715,240	101.73	407,917,250	1.11
日本	国債証券	第284回利付国債（10年）	1.7	2016/12/20	377,000,000	107.99	407,110,990	106.57	401,780,210	1.09
日本	国債証券	第282回利付国債（10年）	1.7	2016/09/20	369,000,000	107.79	397,759,860	106.49	392,948,100	1.07
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	1.3	2019/12/20	373,000,000	104.53	389,881,980	101.81	379,762,490	1.03
日本	国債証券	第268回利付国債（10年）	1.5	2015/03/20	361,000,000	105.38	380,425,410	104.64	377,757,620	1.03
日本	国債証券	第303回利付国債（10年）	1.4	2019/09/20	361,000,000	105.64	381,356,790	102.98	371,772,240	1.01
日本	国債証券	第290回利付国債（2年）	0.2	2012/03/15	362,000,000	100.11	362,394,580	100.04	362,137,560	0.98
日本	国債証券	第291回利付国債（10年）	1.3	2018/03/20	347,000,000	105.74	366,910,860	103.66	359,696,730	0.98
日本	国債証券	第261回利付国債（10年）	1.8	2014/06/20	340,000,000	105.76	359,597,600	105.17	357,574,600	0.97
日本	国債証券	第297回利付国債（10年）	1.4	2018/12/20	333,000,000	106.21	353,679,300	103.71	345,360,960	0.94

日本	国債証券	第295回利付国債（10年）	1.5	2018/06/20	317,000,000	107.20	339,830,340	104.91	332,552,020	0.90
日本	国債証券	第289回利付国債（10年）	1.5	2017/12/20	309,000,000	107.15	331,105,700	105.13	324,836,250	0.88
日本	国債証券	第88回利付国債（20年）	2.3	2026/06/20	300,000,000	110.98	332,934,000	107.38	322,131,000	0.88
日本	国債証券	第298回利付国債（10年）	1.3	2018/12/20	301,000,000	105.43	317,356,340	102.92	309,801,240	0.84
日本	国債証券	第250回利付国債（10年）	0.5	2013/06/20	285,000,000	100.92	287,622,000	100.71	287,017,800	0.78
日本	国債証券	第239回利付国債（10年）	1.4	2012/06/20	275,000,000	102.09	280,742,000	101.88	280,167,250	0.76
日本	国債証券	第29回利付国債（30年）	2.4	2038/09/20	246,000,000	110.22	271,141,200	106.67	262,405,740	0.71
日本	国債証券	第264回利付国債（10年）	1.5	2014/09/20	251,000,000	104.92	263,349,200	104.33	261,865,790	0.71
日本	国債証券	第292回利付国債（10年）	1.7	2018/03/20	241,000,000	108.71	261,979,050	106.53	256,742,120	0.70
日本	国債証券	第293回利付国債（10年）	1.8	2018/06/20	236,000,000	109.45	258,294,920	107.12	252,791,400	0.69
日本	国債証券	第50回利付国債（20年）	1.9	2021/03/22	237,000,000	109.30	259,033,890	106.51	252,435,810	0.69
日本	国債証券	第88回利付国債（5年）	0.5	2015/03/20	245,000,000	101.02	247,496,550	100.40	245,980,000	0.67

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	73.84
地方債証券	7.09
特殊債券	9.60
社債券	9.04
合 計	99.56

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2010年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....10,924円

純資産総額.....47.35億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2006年10月	2007年10月	2008年10月	2009年10月	2010年10月	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	60円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
債券	99.56%
債券先物	0.00%
現金その他	0.44%

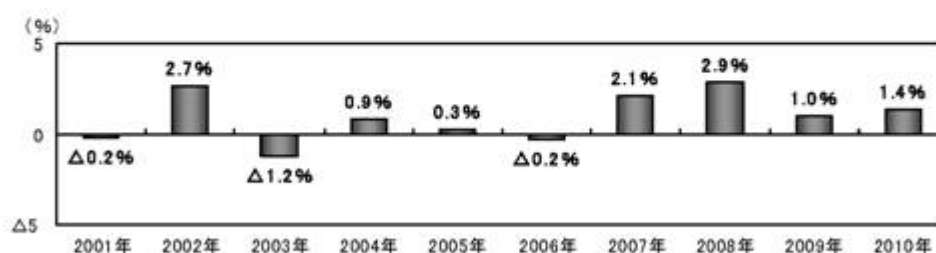
※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	種類	比率
1	第299回利付国債（10年）	国債証券	2.09%
2	第287回利付国債（2年）	国債証券	1.58%
3	第60回利付国債（20年）	国債証券	1.48%
4	第87回利付国債（5年）	国債証券	1.48%
5	第69回利付国債（5年）	国債証券	1.33%
6	第81回利付国債（5年）	国債証券	1.28%
7	第290回利付国債（10年）	国債証券	1.27%
8	第64回利付国債（5年）	国債証券	1.16%
9	第240回利付国債（10年）	国債証券	1.11%
10	第284回利付国債（10年）	国債証券	1.09%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2001年は、設定時から2001年末までの騰落率です。

※2010年は、2010年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】****（1）申込方法**

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（4）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（5）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（6）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（7）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】**<解約請求による換金>****（1）解約の受付**

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（5）手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から所得税および地方税が差し引かれます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

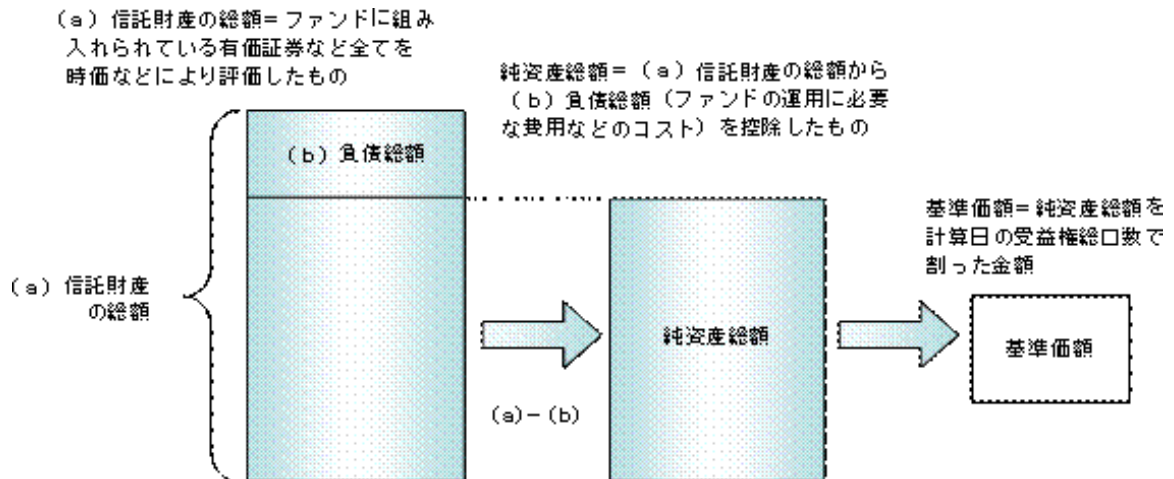
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成13年10月17日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年10月27日から翌年10月26日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面

を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

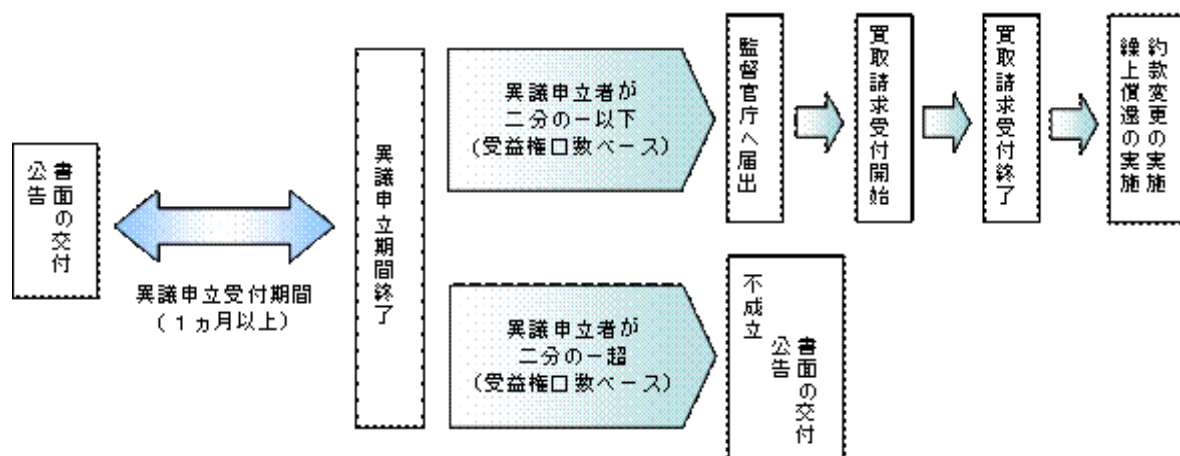
異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）及び第9期計算期間（平成21年10月27日から平成22年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

年金積立 インデックスファンド日本債券

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成21年10月26日現在	第9期 平成22年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,131,999	13,675,372
親投資信託受益証券	3,932,305,802	4,732,316,877
未収入金	3,452,471	4,405,307
未収利息	-	32
流動資産合計	3,947,890,272	4,750,397,588
資産合計	3,947,890,272	4,750,397,588
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,682,723	4,274,765
未払解約金	2,784,137	2,897,329
未払受託者報酬	599,789	717,615
未払委託者報酬	8,397,913	10,047,500
その他未払費用	119,908	143,470
流動負債合計	15,584,470	18,080,679
負債合計	15,584,470	18,080,679
純資産の部		
元本等		
元本	3,682,723,517	4,274,765,767
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	249,582,285	457,551,142
（ 分配準備積立金 ）	121,477,471	256,170,241
元本等合計	3,932,305,802	4,732,316,909
純資産合計	3,932,305,802	4,732,316,909
負債純資産合計	3,947,890,272	4,750,397,588

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日	第9期 自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
営業収益		
受取利息	10,219	8,204
有価証券売買等損益	91,703,143	180,666,827
営業収益合計	91,713,362	180,675,031
営業費用		
受託者報酬	1,159,077	1,370,283
委託者報酬	16,228,768	19,185,767
その他費用	231,717	273,959
営業費用合計	17,619,562	20,830,009
営業利益又は営業損失（ ）	74,093,800	159,845,022
経常利益又は経常損失（ ）	74,093,800	159,845,022
当期純利益又は当期純損失（ ）	74,093,800	159,845,022
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,261,805	7,949,571
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	149,651,633	249,582,285
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,133,604	91,848,500
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,133,604	91,848,500
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,352,224	31,500,329
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,352,224	31,500,329
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,682,723	4,274,765
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	249,582,285	457,551,142

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第8期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日	第9期 自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年10月28日から平成21年10月26日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

第8期 平成21年10月26日現在		第9期 平成22年10月26日現在	
1. 期首元本額	3,231,579,423円	1. 期首元本額	3,682,723,517円
期中追加設定元本額	1,025,785,437円	期中追加設定元本額	1,049,896,158円
期中一部解約元本額	574,641,343円	期中一部解約元本額	457,853,908円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,682,723,517口	2. 計算期間末日における受益権の総数	4,274,765,767口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日		第9期 自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	44,480,667円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	56,644,026円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	6,353,576円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	95,251,425円
C 信託約款に定める収益調整金	197,432,301円	C 信託約款に定める収益調整金	262,372,149円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	74,325,951円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	108,549,555円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	322,592,495円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	522,817,155円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0875円	F 分配対象収益(1口当たり)	0.1223円
分配対象収益(1万口当たり)	875円	分配対象収益(1万口当たり)	1,223円
G 分配金額	3,682,723円	G 分配金額	4,274,765円
H 分配金額（1口当たり）	0.0010円	H 分配金額（1口当たり）	0.0010円
分配金額（1万口当たり）	10円	分配金額（1万口当たり）	10円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	第9期 自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第8期（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,932,305,802	87,719,783
合計	3,932,305,802	87,719,783

第9期（自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	177,155,938
合計	177,155,938

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第8期 平成21年10月26日現在		第9期 平成22年10月26日現在	
1口当たり純資産額	1.0678円	1口当たり純資産額	1.1070円
（1万口当たり純資産額）	（10,678円）	（1万口当たり純資産額）	（11,070円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	3,884,998,668	4,732,316,877	
親投資信託受益証券 合計		3,884,998,668	4,732,316,877	
合計		3,884,998,668	4,732,316,877	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「日本債券インデックスマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本債券インデックスマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成21年10月26日現在	平成22年10月26日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		11,002,267	14,267,461
国債証券		27,559,845,220	27,754,346,676
地方債証券		2,375,039,000	2,632,304,000
特殊債券		4,004,019,863	3,554,777,000
社債券		3,369,249,000	3,344,688,000
未収入金		—	126,824,740
未収利息		121,613,411	114,979,217
前払費用		4,673,104	2,027,180
流動資産合計		37,445,441,865	37,544,214,274
資産合計		37,445,441,865	37,544,214,274
負債の部			
流動負債			
未払解約金		4,154,423	71,607,336
流動負債合計		4,154,423	71,607,336
負債合計		4,154,423	71,607,336
純資産の部			
元本等			
元本		32,047,347,137	30,762,768,556
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,393,940,305	6,709,838,382
元本等合計		37,441,287,442	37,472,606,938
純資産合計		37,441,287,442	37,472,606,938
負債純資産合計		37,445,441,865	37,544,214,274

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日	自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成21年10月26日現在		平成22年10月26日現在	
1. 期首	平成20年10月28日	1. 期首	平成21年10月27日
期首元本額	30,966,595,295円	期首元本額	32,047,347,137円
期首からの追加設定元本額	9,783,515,337円	期首からの追加設定元本額	3,350,844,157円
期首からの一部解約元本額	8,702,763,495円	期首からの一部解約元本額	4,635,422,738円
平成21年10月26日現在の元本の内訳		平成22年10月26日現在の元本の内訳	
D C インデックスバランス（株式20）	365,696,274円	D C インデックスバランス（株式20）	388,029,008円
D C インデックスバランス（株式40）	464,703,468円	D C インデックスバランス（株式40）	489,494,266円
D C インデックスバランス（株式60）	331,606,826円	D C インデックスバランス（株式60）	343,462,663円
D C インデックスバランス（株式80）	55,266,785円	D C インデックスバランス（株式80）	56,702,947円
インデックスファンド日本債券（D C 専用）	889,301,975円	インデックスファンド日本債券（D C 専用）	1,007,601,193円
世界の財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	14,441,109,369円	世界の財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	12,249,463,950円
全世界株式債券ファンド（日本・先進国・新興国）毎月分配型	8,590,141円	全世界株式債券ファンド（日本・先進国・新興国）毎月分配型	8,345,587円
日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（債券資産）	343,634,465円	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（債券資産）	325,399,586円
アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）	9,429,220円	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）	8,799,680円
アセット・ナビゲーション・ファンド（株式60）	55,121,412円	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式60）	52,735,661円
アセット・ナビゲーション・ファンド（株式40）	256,266,695円	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式40）	240,783,526円
アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）	975,445,379円	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）	886,263,682円
国際分散型ファンド40（適格機関投資家向け）	7,950,831,489円	国際分散型ファンド40（適格機関投資家向け）	8,271,026,934円
世界アセットバランスファンド40（適格機関投資家向け）	154,270,272円	世界アセットバランスファンド40（適格機関投資家向け）	139,502,268円
世界アセットバランスファンド25（適格機関投資家向け）	298,513,863円	世界アセットバランスファンド25（適格機関投資家向け）	248,939,352円
3 資産バランスファンド（適格機関投資家向け）	121,241,924円	3 資産バランスファンド（適格機関投資家向け）	79,034,403円
グローバルバランスファンド35（適格機関投資家向け）	43,294,234円	グローバルバランスファンド35（適格機関投資家向け）	35,012,949円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）	754,616,539円	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）	812,888,389円

年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 40）	685,295,201円	年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 40）	730,770,394円
年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 60）	338,167,489円	年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 60）	348,506,290円
年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 80）	52,600,344円	年金積立 アセット・ナビ ゲーション・ファンド（株式 80）	52,952,859円
年金積立 インデックスファ ンド日本債券	3,365,835,661円	年金積立 インデックスファ ンド日本債券	3,884,998,668円
日本債券インデックスファン ド（個人型年金向け）	86,508,112円	日本債券インデックスファン ド（個人型年金向け）	102,054,301円
計	32,047,347,137円	計	30,762,768,556円
2. 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	32,047,347,137口	2. 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	30,762,768,556口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

金融商品の時価等に関する事項

	自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	27,559,845,220	145,890,960
地方債証券	2,375,039,000	53,140,000
特殊債券	4,004,019,863	63,510,000
社債券	3,369,249,000	50,742,000
合計	37,308,153,083	313,282,960

対象期間（自 平成21年10月27日 至 平成22年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	800,205,260
地方債証券	57,427,000
特殊債券	52,026,000
社債券	72,296,000
合計	981,954,260

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成21年10月26日現在		平成22年10月26日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1683円 (11,683円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2181円 (12,181円)

（３）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 2 8 5 回利付国債（２年）	71,000,000	71,064,116	
	第 2 8 6 回利付国債（２年）	90,000,000	90,178,200	
	第 2 8 7 回利付国債（２年）	580,000,000	581,241,200	
	第 2 8 8 回利付国債（２年）	183,000,000	183,175,680	
	第 2 8 9 回利付国債（２年）	100,000,000	100,103,000	
	第 2 9 0 回利付国債（２年）	362,000,000	362,394,580	
	第 2 9 1 回利付国債（２年）	120,000,000	120,139,200	
	第 2 9 2 回利付国債（２年）	120,000,000	120,147,600	
	第 2 9 3 回利付国債（２年）	130,000,000	130,157,300	
	第 2 9 4 回利付国債（２年）	80,000,000	80,095,200	
	第 2 9 5 回利付国債（２年）	200,000,000	200,250,000	
	第 2 9 6 回利付国債（２年）	80,000,000	79,947,200	
	第 6 2 回利付国債（５年）	98,000,000	99,329,860	
	第 6 3 回利付国債（５年）	117,000,000	118,759,680	
	第 6 4 回利付国債（５年）	417,000,000	426,386,670	
	第 6 5 回利付国債（５年）	124,000,000	126,589,120	
	第 6 6 回利付国債（５年）	147,000,000	149,678,340	
	第 6 8 回利付国債（５年）	170,000,000	173,485,000	
	第 6 9 回利付国債（５年）	483,000,000	490,839,090	
	第 7 0 回利付国債（５年）	197,000,000	200,071,230	
	第 7 1 回利付国債（５年）	45,000,000	46,237,050	
	第 7 2 回利付国債（５年）	30,000,000	31,065,300	
	第 7 4 回利付国債（５年）	57,000,000	58,274,520	
	第 7 5 回利付国債（５年）	176,000,000	180,788,960	
	第 7 6 回利付国債（５年）	173,000,000	178,205,570	
	第 7 8 回利付国債（５年）	113,000,000	115,577,530	
	第 7 9 回利付国債（５年）	143,000,000	145,390,960	
	第 8 1 回利付国債（５年）	464,000,000	473,688,320	
	第 8 3 回利付国債（５年）	132,000,000	135,339,600	
	第 8 4 回利付国債（５年）	72,000,000	73,301,040	
	第 8 5 回利付国債（５年）	207,000,000	210,794,310	
	第 8 7 回利付国債（５年）	540,000,000	545,535,000	
	第 8 8 回利付国債（５年）	245,000,000	247,496,550	
	第 8 9 回利付国債（５年）	210,000,000	211,201,200	
	第 9 0 回利付国債（５年）	50,000,000	50,068,500	

第 9 1 回利付国債（ 5 年）	180,000,000	180,997,200	
第 2 回利付国債（ 4 0 年）	40,000,000	42,474,800	
第 2 3 6 回利付国債（ 1 0 年）	48,000,000	48,761,280	
第 2 3 7 回利付国債（ 1 0 年）	32,000,000	32,614,400	
第 2 3 8 回利付国債（ 1 0 年）	215,000,000	218,831,300	
第 2 3 9 回利付国債（ 1 0 年）	275,000,000	280,742,000	
第 2 4 0 回利付国債（ 1 0 年）	401,000,000	408,715,240	
第 2 4 1 回利付国債（ 1 0 年）	200,000,000	204,418,000	
第 2 4 5 回利付国債（ 1 0 年）	160,000,000	162,596,800	
第 2 4 7 回利付国債（ 1 0 年）	17,000,000	17,265,030	
第 2 5 0 回利付国債（ 1 0 年）	285,000,000	287,622,000	
第 2 5 1 回利付国債（ 1 0 年）	227,000,000	231,478,710	
第 2 5 2 回利付国債（ 1 0 年）	228,000,000	233,098,080	
第 2 5 3 回利付国債（ 1 0 年）	35,000,000	36,456,350	
第 2 5 4 回利付国債（ 1 0 年）	52,000,000	53,864,200	
第 2 5 6 回利付国債（ 1 0 年）	198,000,000	205,611,120	
第 2 5 8 回利付国債（ 1 0 年）	72,000,000	74,703,600	
第 2 5 9 回利付国債（ 1 0 年）	7,000,000	7,309,960	
第 2 6 1 回利付国債（ 1 0 年）	340,000,000	359,597,600	
第 2 6 2 回利付国債（ 1 0 年）	85,000,000	90,206,250	
第 2 6 4 回利付国債（ 1 0 年）	251,000,000	263,349,200	
第 2 6 5 回利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	105,146,000	
第 2 6 6 回利付国債（ 1 0 年）	118,000,000	123,588,480	
第 2 6 8 回利付国債（ 1 0 年）	361,000,000	380,425,410	
第 2 6 9 回利付国債（ 1 0 年）	90,000,000	94,061,700	
第 2 7 0 回利付国債（ 1 0 年）	88,000,000	92,154,480	
第 2 7 1 回利付国債（ 1 0 年）	146,000,000	152,222,520	
第 2 7 2 回利付国債（ 1 0 年）	98,000,000	103,297,880	
第 2 7 3 回利付国債（ 1 0 年）	111,000,000	117,535,680	
第 2 7 4 回利付国債（ 1 0 年）	73,000,000	77,474,900	
第 2 7 6 回利付国債（ 1 0 年）	35,000,000	37,322,950	
第 2 7 8 回利付国債（ 1 0 年）	80,000,000	86,340,800	
第 2 7 9 回利付国債（ 1 0 年）	70,000,000	76,290,200	
第 2 8 0 回利付国債（ 1 0 年）	71,000,000	77,194,040	
第 2 8 1 回利付国債（ 1 0 年）	182,000,000	198,885,960	
第 2 8 2 回利付国債（ 1 0 年）	369,000,000	397,759,860	
第 2 8 3 回利付国債（ 1 0 年）	50,000,000	54,186,000	
第 2 8 4 回利付国債（ 1 0 年）	377,000,000	407,110,990	
第 2 8 5 回利付国債（ 1 0 年）	228,000,000	246,540,960	
第 2 8 6 回利付国債（ 1 0 年）	156,000,000	169,963,560	
第 2 8 7 回利付国債（ 1 0 年）	70,000,000	76,717,900	
第 2 8 8 回利付国債（ 1 0 年）	18,000,000	19,517,220	
第 2 8 9 回利付国債（ 1 0 年）	434,000,000	465,048,360	
第 2 9 0 回利付国債（ 1 0 年）	446,000,000	474,771,460	
第 2 9 1 回利付国債（ 1 0 年）	347,000,000	366,910,860	
第 2 9 2 回利付国債（ 1 0 年）	241,000,000	261,979,050	
第 2 9 3 回利付国債（ 1 0 年）	236,000,000	258,294,920	
第 2 9 4 回利付国債（ 1 0 年）	32,000,000	34,787,520	

第 2 9 5 回利付国債（ 1 0 年 ）	317,000,000	339,830,340	
第 2 9 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	176,000,000	188,504,800	
第 2 9 7 回利付国債（ 1 0 年 ）	333,000,000	353,679,300	
第 2 9 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	301,000,000	317,356,340	
第 2 9 9 回利付国債（ 1 0 年 ）	750,000,000	789,090,000	
第 3 0 0 回利付国債（ 1 0 年 ）	201,000,000	214,760,460	
第 3 0 1 回利付国債（ 1 0 年 ）	148,000,000	157,904,160	
第 3 0 2 回利付国債（ 1 0 年 ）	79,000,000	83,608,070	
第 3 0 3 回利付国債（ 1 0 年 ）	361,000,000	381,356,790	
第 3 0 5 回利付国債（ 1 0 年 ）	373,000,000	389,881,980	
第 3 0 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	115,000,000	120,971,950	
第 3 0 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	140,000,000	145,678,400	
第 3 0 9 回利付国債（ 1 0 年 ）	52,000,000	53,158,040	
第 3 1 0 回利付国債（ 1 0 年 ）	248,000,000	250,480,000	
第 1 4 回利付国債（ 3 0 年 ）	208,000,000	229,105,760	
第 1 5 回利付国債（ 3 0 年 ）	162,000,000	181,558,260	
第 2 3 回利付国債（ 3 0 年 ）	55,000,000	61,592,300	
第 2 4 回利付国債（ 3 0 年 ）	158,000,000	177,064,280	
第 2 6 回利付国債（ 3 0 年 ）	140,000,000	154,063,000	
第 2 7 回利付国債（ 3 0 年 ）	134,000,000	150,451,180	
第 2 8 回利付国債（ 3 0 年 ）	54,000,000	60,656,040	
第 2 9 回利付国債（ 3 0 年 ）	246,000,000	271,141,200	
第 3 0 回利付国債（ 3 0 年 ）	177,000,000	191,290,980	
第 3 1 回利付国債（ 3 0 年 ）	65,000,000	68,829,800	
第 3 2 回利付国債（ 3 0 年 ）	115,000,000	124,495,550	
第 3 3 回利付国債（ 3 0 年 ）	30,000,000	30,455,700	
第 2 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	100,000,000	115,411,000	
第 2 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	37,000,000	43,121,280	
第 2 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	16,000,000	18,959,840	
第 2 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	110,000,000	131,014,400	
第 3 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	40,000,000	46,853,600	
第 3 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	200,000,000	240,118,000	
第 3 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	85,000,000	101,668,500	
第 3 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	63,000,000	74,310,390	
第 3 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	86,000,000	98,974,820	
第 4 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	27,000,000	28,814,130	
第 4 2 回利付国債（ 2 0 年 ）	178,000,000	205,938,880	
第 4 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	73,000,000	86,445,140	
第 4 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	51,000,000	58,724,970	
第 4 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	21,000,000	23,576,910	
第 4 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	99,000,000	114,096,510	
第 4 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	57,000,000	63,410,790	
第 5 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	237,000,000	259,033,890	
第 5 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	39,000,000	42,978,780	
第 5 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	15,000,000	16,821,300	
第 5 5 回利付国債（ 2 0 年 ）	66,000,000	72,637,620	
第 5 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	102,000,000	111,050,460	
第 5 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	135,000,000	146,666,700	

第 5 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	33,000,000	35,045,670	
第 6 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	545,000,000	560,112,850	
第 6 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	27,000,000	26,431,650	
第 6 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	31,000,000	33,095,910	
第 6 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	54,000,000	58,220,100	
第 6 5 回利付国債（ 2 0 年 ）	140,000,000	150,697,400	
第 6 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	34,000,000	36,171,920	
第 6 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	54,000,000	58,025,700	
第 6 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	38,000,000	42,237,000	
第 7 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	49,000,000	55,631,660	
第 7 2 回利付国債（ 2 0 年 ）	42,000,000	46,034,940	
第 7 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	13,000,000	14,061,840	
第 7 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	78,000,000	85,300,800	
第 7 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	206,000,000	219,385,880	
第 8 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	300,000,000	332,934,000	
第 9 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	156,000,000	170,670,240	
第 9 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	200,000,000	221,670,000	
第 9 2 回利付国債（ 2 0 年 ）	210,000,000	226,373,700	
第 9 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	100,000,000	107,609,000	
第 9 5 回利付国債（ 2 0 年 ）	182,000,000	200,853,380	
第 9 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	98,000,000	105,268,660	
第 9 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	195,000,000	211,966,950	
第 9 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	44,000,000	47,176,360	
第 9 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	137,000,000	146,609,180	
第 1 0 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	140,000,000	151,736,200	
第 1 0 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	96,000,000	106,956,480	
第 1 0 2 回利付国債（ 2 0 年 ）	106,000,000	117,990,720	
第 1 0 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	11,000,000	12,075,910	
第 1 0 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	33,000,000	35,221,560	
第 1 0 5 回利付国債（ 2 0 年 ）	82,000,000	87,398,880	
第 1 0 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	142,000,000	153,530,400	
第 1 0 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	30,000,000	31,929,300	
第 1 0 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	134,000,000	138,483,640	
第 1 0 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	119,000,000	122,763,970	
第 1 1 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	148,000,000	157,284,040	
第 1 1 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	90,000,000	96,918,300	
第 1 1 3 回利付国債（ 2 0 年 ）	20,000,000	21,189,400	
第 1 1 4 回利付国債（ 2 0 年 ）	157,000,000	166,189,210	
第 1 1 6 回利付国債（ 2 0 年 ）	185,000,000	198,632,650	
第 1 1 7 回利付国債（ 2 0 年 ）	30,000,000	31,749,600	
第 1 1 8 回利付国債（ 2 0 年 ）	70,000,000	72,823,800	
第 1 1 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	50,000,000	50,365,000	
第 1 2 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	70,000,000	68,215,700	
第 1 2 1 回利付国債（ 2 0 年 ）	147,000,000	150,475,080	
国債証券 合計	26,302,000,000	27,754,346,676	

地方債証券	第 5 9 6 回東京都公募公債	100,000,000	101,246,000	
	第 5 9 7 回東京都公募公債	100,000,000	101,027,000	
	第 5 9 8 回東京都公募公債	100,000,000	100,794,000	
	第 6 3 6 回東京都公募公債	100,000,000	109,221,000	
	第 6 8 2 回東京都公募公債	100,000,000	104,035,000	
	平成 1 4 年度第 4 回北海道公募公債	100,000,000	101,958,000	
	第 1 回神奈川県公募公債（ 2 0 年 ）	100,000,000	113,801,000	
	第 1 2 3 回神奈川県公募公債	100,000,000	103,907,000	
	第 1 回大阪府公募公債（ 7 年 ）	100,000,000	104,132,000	
	第 2 6 1 回大阪府公募公債（ 1 0 年 ）	100,000,000	103,606,000	
	平成 1 9 年度第 4 回兵庫県公募公債	100,000,000	108,711,000	
	平成 1 5 年度第 3 回静岡県公募公債	100,000,000	103,522,000	
	平成 1 9 年度第 1 回静岡県公募公債	100,000,000	108,324,000	
	平成 2 1 年度第 5 回静岡県公募公債	100,000,000	104,609,000	
	平成 1 8 年度第 1 回広島県公募公債	100,000,000	109,713,000	
	平成 1 6 年度第 1 回埼玉県公募公債	100,000,000	104,330,000	
	平成 1 6 年度第 3 回千葉県公募公債	100,000,000	106,149,000	
	平成 1 7 年度第 1 回新潟県公募公債	100,000,000	104,525,000	
	第 5 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	109,087,000	
	第 5 6 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	108,233,000	
	平成 1 6 年度第 5 回大阪市公募公債	100,000,000	104,770,000	
	第 1 2 回め号名古屋市公募公債	100,000,000	105,658,000	
	平成 1 5 年度第 2 回横浜市公募公債	100,000,000	101,008,000	
	平成 1 4 年度第 7 回札幌市公募公債	100,000,000	101,222,000	
	平成 1 8 年度第 1 回鹿児島県公募公債（ 1 0 年 ）	100,000,000	108,716,000	
地方債証券 合計		2,500,000,000	2,632,304,000	
特殊債券	第 2 1 回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	107,587,000	
	第 2 9 回日本政策投資銀行債券	100,000,000	108,208,000	
	第 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,072,000	
	第 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,593,000	
	第 3 2 9 回政府保証道路債券	100,000,000	104,928,000	
	第 3 3 2 回政府保証道路債券	100,000,000	104,797,000	
	第 3 3 5 回政府保証道路債券	100,000,000	104,585,000	
	第 3 3 6 回政府保証道路債券	100,000,000	104,660,000	
	第 3 3 8 回政府保証道路債券	100,000,000	105,225,000	
	第 3 4 3 回政府保証道路債券	100,000,000	104,564,000	
	第 4 回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	105,048,000	
	第 1 2 回公営企業債券	100,000,000	104,661,000	
	第 2 0 回公営企業債券	100,000,000	108,989,000	
	第 8 0 9 回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,442,000	
	第 8 1 2 回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,797,000	
	第 8 2 0 回政府保証公営企業債券	100,000,000	102,240,000	
	第 8 3 2 回政府保証公営企業債券	100,000,000	103,573,000	
	第 8 5 8 回政府保証公営企業債券	100,000,000	105,948,000	

	第 1 9 9 回政府保証首都高速道路債券	100,000,000	105,162,000	
	第 2 0 回中小企業債券	100,000,000	101,362,000	
	第 1 7 6 回政府保証中小企業債券	100,000,000	104,041,000	
	第 2 5 回国際協力銀行債券	100,000,000	108,597,000	
	第 1 4 回政府保証国民生活債券	100,000,000	104,760,000	
	第 8 回農林漁業金融公庫債券	200,000,000	209,454,000	
	第 3 回沖縄振興開発金融公庫債券	100,000,000	104,396,000	
	第 5 回沖縄振興開発金融公庫債券	200,000,000	208,582,000	
	い第 6 7 7 号農林債	100,000,000	101,134,000	
	い第 7 0 9 号農林債	100,000,000	102,836,000	
	い第 7 1 4 号農林債	100,000,000	102,004,000	
	第 2 2 7 回信金中金債（ 5 年 ）	100,000,000	103,272,000	
	第 2 3 1 回信金中金債（ 5 年 ）	100,000,000	103,393,000	
	第 2 3 4 回信金中金債（ 5 年 ）	100,000,000	102,867,000	
特殊債券 合計		3,400,000,000	3,554,777,000	
社債券	第 3 2 4 回東京交通債券	100,000,000	117,873,000	
	第 3 回ドイツ銀行 A G ロンドン支店円貨社債（ 2 0 0 7 ）	100,000,000	100,753,000	
	第 5 回オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債（ 2 0 1 0 ）	100,000,000	101,129,000	
	第 4 回キッコーマン株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,031,000	
	第 3 2 回住友化学株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	105,711,000	
	第 3 0 回大日本インキ化学工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,847,000	
	第 1 9 回日石三菱株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,199,000	
	第 1 6 回太平洋セメント株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,176,000	
	第 4 9 回新日本製鐵株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,347,000	
	第 8 回ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社無担保社債（ J F E スチール株式会社保証付）	100,000,000	101,580,000	
	第 2 0 回三菱マテリアル株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	103,072,000	
	第 1 5 回株式会社豊田自動織機無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	105,717,000	
	第 1 7 回三菱重工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,056,000	
	第 6 6 回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,083,000	
	第 8 5 回株式会社三菱東京 U F J 銀行無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,266,000	
	第 5 回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,307,000	
	第 2 6 回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	108,441,000	
	第 6 5 回三菱地所株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	100,000,000	99,871,000	

第 3 1 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	104,313,000	
第 1 6 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	108,851,000	
第 6 回福山通運株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,739,000	
第 2 5 回日本郵船株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	112,140,000	
第 2 6 回日本郵船株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,242,000	
第 4 9 6 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	102,059,000	
第 5 1 0 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	103,542,000	
第 5 2 3 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	108,288,000	
第 4 6 1 回中部電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,670,000	
第 4 3 3 回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	103,865,000	
第 4 5 1 回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	108,097,000	
第 3 0 6 回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	118,505,000	
第 4 3 4 回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	108,511,000	
第 2 5 7 回四国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	104,407,000	
社債券 合計	3,200,000,000	3,344,688,000	
合計	35,402,000,000	37,286,115,676	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2010年11月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	4,748,003,112 円
負債総額	12,014,490 円
純資産総額（ - ）	4,735,988,622 円
発行済口数	4,335,537,807 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0924 円

（参考）日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	36,821,351,262 円
負債総額	54,563,819 円
純資産総額（ - ）	36,766,787,443 円
発行済口数	30,574,389,695 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2025 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年11月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年11月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成22年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	399	67,926
株式投資信託	327	55,639
単位型	42	1,588
追加型	285	54,051
公社債投資信託	72	12,287
単位型	55	805
追加型	17	11,482
投資法人合計	1	33

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年３月31日)		第51期 (平成22年３月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		27,759	3	23,445
前払費用		393		359
未収入金		3,869		2
未収委託者報酬		5,506		6,451
未収収益	3	582	3	592
立替金		222		177
繰延税金資産		862		1,644
その他	2	30	2	30
流動資産合計		39,226		32,703
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	313	1	134
器具備品	1	346	1	215
有形固定資産合計		660		350
無形固定資産				
ソフトウェア		73		52
電話加入権等		21		-
無形固定資産合計		94		52
投資その他の資産				
投資有価証券		1,243		11,021
関係会社株式		7,719		8,659
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,037		1,042
繰延税金資産		1,218		1,031
その他		0		-
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		10,702		21,239
固定資産合計		11,458		21,642
資産合計		50,684		54,345

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年 3月31日)	第51期 (平成22年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	181	645
未払金	2,811	3,478
未払収益分配金	7	8
未払償還金	187	194
未払手数料	2,391	2,872
その他未払金	225	402
未払費用	3,701	3,804
未払法人税等	-	404
未払消費税等	-	129
賞与引当金	1,821	2,015
特別賞与引当金	-	1,204
役員賞与引当金	191	235
役員特別賞与引当金	-	106
その他	16	5
流動負債合計	8,723	12,028
固定負債		
退職給付引当金	612	743
その他	102	102
固定負債合計	714	846
負債合計	9,438	12,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金	4,272	5,220
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	20,593	18,814
利益剰余金合計	20,593	18,814
自己株式	-	53
株主資本合計	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26	121
評価・換算差額等合計	26	121
純資産合計	41,246	41,470
負債純資産合計	50,684	54,345

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,567	49,510
その他営業収益	2,962	2,788
営業収益計	59,529	52,298
営業費用		
支払手数料	27,877	24,262
広告宣伝費	1,298	878
公告費	17	11
調査費	12,861	11,406
調査費	854	699
委託調査費	11,990	10,689
図書費	15	17
委託計算費	491	450
営業雑経費	714	585
通信費	190	167
印刷費	340	310
協会費	49	42
諸会費	7	6
その他	126	58
営業費用計	43,260	37,594
一般管理費		
給料	7,124	6,920
役員報酬	228	239
役員賞与引当金繰入額	191	235
給料・手当	4,879	4,343
賞与	4	86
賞与引当金繰入額	1,821	2,015
交際費	79	76
寄付金	33	55
旅費交通費	264	253
租税公課	255	225
不動産賃借料	921	921
退職給付費用	336	315
退職金	14	5
固定資産減価償却費	801	358
諸経費	2,992	2,710
一般管理費計	12,824	11,842
営業利益	3,444	2,862

(単位：百万円)				
	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
営業外収益				
受取利息		2		2
受取配当金	1	710	1	714
有価証券売却益		160		-
有価証券償還益		73		13
時効成立分配金・償還金		106		23
その他		122		123
営業外収益計		1,176		876
営業外費用				
支払利息		15		9
有価証券売却損		51		-
有価証券償還損		200		-
時効成立後支払分配金・償還金		129		56
支払源泉所得税		-		71
為替差損		-		53
弁護士報酬等		37		37
その他		2		111
営業外費用計		438		340
経常利益		4,182		3,397
特別利益				
投資有価証券売却益		38		84
特別利益計		38		84
特別損失				
投資有価証券売却損		226		12
投資有価証券評価損		569		-
関係会社株式評価損		454		-
固定資産処分損		0		7
特別賞与引当金繰入額		-		3,742
役員特別賞与引当金繰入額		-		355
割増退職金		433		29
その他		-		246
特別損失計		1,685		4,393
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		2,535		911
法人税、住民税及び事業税		273		482
法人税等調整額		568		697
法人税等合計		842		214
当期純利益又は当期純損失()		1,693		696

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,287	16,403
当期変動額		
新株の発行	115	960
当期変動額合計	115	960
当期末残高	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,157	4,272
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,272	5,220
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,161	4,277
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
当期変動額合計	1,067	1,779
当期末残高	20,593	18,814
利益剰余金合計		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
当期変動額合計	1,067	1,779
当期末残高	20,593	18,814

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
当期変動額合計	-	53
当期末残高	-	53
株主資本合計		
前期末残高	42,109	41,273
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
当期変動額合計	836	75
当期末残高	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	99	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	126	148
当期末残高	26	121
評価・換算差額等合計		
前期末残高	99	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	126	148
当期末残高	26	121
純資産合計		
前期末残高	42,208	41,246
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	962	224
当期末残高	41,246	41,470

重要な会計方針

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5 年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左
	-	(5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
	-	(6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
-	(「退職給付に係る会計基準」の一部改正) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第50期 (平成21年 3 月31日)	第51期 (平成22年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 905百万円 器具備品 502百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、N C T 信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年 3 月 1 日付でN C T 信託銀行株式会社に社名変更を行っております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,095百万円 未収収益 33百万円 (流動負債) 未払手数料 4百万円 未払費用 256百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 703百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 712百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	-	185,012,500

（注）普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

（注）1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

第51期（自 平成21年4月1日至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	12,000,000	-	197,012,500

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	-	357,000	272,000	85,000

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	5,330,000	-	5,330,000	-	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	2,840,000	-	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	1,320,000	-	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,610,000	-	3,610,000	-	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	30,000	-	-
	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	19,724,100	165,000	19,559,100	-
合計			25,130,000	19,724,100	25,295,000	19,559,100	-

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(リース取引関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
1 オペレーティング・リース取引				1 オペレーティング・リース取引			
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	906百万円	1年内	906百万円	1年内	906百万円	1年内	906百万円
1年超	942百万円	1年超	35百万円	1年超	35百万円	1年超	35百万円
合計	1,849百万円	合計	942百万円	合計	942百万円	合計	942百万円

（金融商品関係）

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額（ ）	時価（ ）	差額
(1) 現金及び預金	23,445	23,445	-
(2) 未収委託者報酬	6,451	6,451	-
(3) 未収収益	592	592	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	10,873	10,873	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,734	329
(6) 未払金	(3,478)	(3,478)	-
(7) 未払費用	(3,804)	(3,804)	-

（ ）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,445	-	-	-
未収委託者報酬	6,451	-	-	-
未収収益	592	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	9,907	354	448
合計	30,489	9,907	354	448

（有価証券関係）

第50期(自 平成20年4月1日至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	76
	小 計	836	759	76
合 計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券				
その他 投資信託	-	-	504	442
合 計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	500	499	1
合 計	500	499	1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

第51期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,734	329
合 計	1,404	1,734	329

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株 式	21	7	14
	そ の 他	9,873	9,637	235
	小 計	9,894	9,644	250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	そ の 他	979	1,024	45
	小 計	979	1,024	45
合 計		10,873	10,669	204

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	11	-	12
そ の 他	230	84	0
合 計	242	84	12

(持分法損益等)

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336

（退職給付関係）

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)																																																														
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>1,429</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>676</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務</td><td>753</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>141</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付引当金残高</td><td>612</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>107</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>34</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>336</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table> 5 割増退職金に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 流動負債</td><td>16</td></tr> <tr> <td>ロ 割増退職金</td><td>433</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	1,429	ロ 年金資産	676	ハ 未積立退職給付債務	753	ニ 未認識数理計算上の差異	141	ホ 退職給付引当金残高	612	イ 勤務費用	107	ロ 利息費用	30	ハ 期待運用収益	5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169	ヘ 退職給付費用合計	336	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	イ 流動負債	16	ロ 割増退職金	433	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。なお当社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了しております。制度終了による影響額は、22百万円の損失で、内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による利益3百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償却による損失26百万円であります。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>838</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>838</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>94</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>743</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>28</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>33</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>162</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>315</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	838	ロ 未積立退職給付債務	838	ハ 未認識数理計算上の差異	94	ニ 退職給付引当金残高	743	イ 勤務費用	96	ロ 利息費用	28	ハ 期待運用収益	5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162	ヘ 退職給付費用合計	315	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	1,429																																																														
ロ 年金資産	676																																																														
ハ 未積立退職給付債務	753																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	141																																																														
ホ 退職給付引当金残高	612																																																														
イ 勤務費用	107																																																														
ロ 利息費用	30																																																														
ハ 期待運用収益	5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169																																																														
ヘ 退職給付費用合計	336																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														
イ 流動負債	16																																																														
ロ 割増退職金	433																																																														
イ 退職給付債務	838																																																														
ロ 未積立退職給付債務	838																																																														
ハ 未認識数理計算上の差異	94																																																														
ニ 退職給付引当金残高	743																																																														
イ 勤務費用	96																																																														
ロ 利息費用	28																																																														
ハ 期待運用収益	5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162																																																														
ヘ 退職給付費用合計	315																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	1.7%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														

（ストックオプション等関係）

第50期(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1 名	当社の取締役 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定条件	平成17年 3 月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年 4 月24日から平成19年 3 月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年 7 月 8 日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年 8 月 8 日から平成19年 7 月 8 日まで各 8 日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年 8 月31日から 平成19年 3 月23日まで	平成16年 8 月31日から 平成19年 7 月 7 日まで
権利行使期間	平成16年 8 月31日から 平成26年 3 月24日まで	平成16年 8 月31日から 平成26年 7 月 8 日まで
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年 6 月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年 6 月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年 6 月24日から 平成26年 6 月23日まで	平成19年 6 月23日から 平成27年 6 月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 4月28日から 平成28年 4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年 3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7月19日から 平成29年 7月18日まで	平成22年 3月19日から 平成30年 3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6日付けで、普通株式 1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
権利未確定残	-	-
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	-	-

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	-	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 4 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から 平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から 平成30年3月18日まで

	平成21年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 19,724,100株
付与日	平成22年2月8日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
権利未確定残	-	-
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	6,000,000	6,000,000
失効	0	0
権利未行使残	0	0

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	5,330,000	2,840,000
付与	0	0
失効	5,330,000	2,840,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,020,000	300,000
付与	0	0
失効	1,020,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	3,610,000	30,000
付与	0	0
失効	3,610,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利確定前(株)	
期首	0
付与	19,724,100
失効	165,000
権利確定	0
権利未確定残	19,559,100
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円)	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 3	0	0

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	0

(注) 1 当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

（税効果会計関係）

第50期 (平成21年3月31日)		第51期 (平成22年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	895	賞与引当金繰入超過額	1,309
その他	182	その他	334
	1,078		1,644
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券等評価損	171	投資有価証券等評価損	79
関係会社株式評価損	185	関係会社株式評価損	185
退職給付引当金超過額	249	退職給付引当金超過額	302
子会社投資損失引当金	234	子会社投資損失引当金	234
固定資産減価償却超過額	215	固定資産減価償却超過額	249
その他	162	その他	64
	1,218		1,115
繰延税金資産合計	2,297	繰延税金資産合計	2,759
繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)	
事業税中間納付還付予定額	216	その他有価証券評価差額金	83
繰延税金負債合計	216	繰延税金負債合計	83
繰延税金資産の純額	2,080	繰延税金資産の純額	2,676
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	30.3%
外国税額控除の影響額等	11.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%	海外子会社の留保利益の影響額等	13.9%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

（関連当事者情報）

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証券株式会社	東京都 千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注) 1	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

第51期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市 中央区	342,037	信託銀行 業	(被所有) 直接 98.59	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	1,908	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年10月 1 日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権（権利行使価格：1 株当たり159円）を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（85,000株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都 千代田区	149,594	証券業	なし	投資信託 受益証券 の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注) 1 (注) 2	5,068

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。
- 2 平成21年10月 1 日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年 4 月 1 日から平成21年 9 月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年 9 月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,090百万円
負債合計	1,626百万円
純資産合計	8,464百万円
営業収益	10,606百万円
税引前当期純利益	4,405百万円
当期純利益	3,482百万円

（１株当たり情報）

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1株当たり純資産額 222円93銭	1株当たり純資産額 210円58銭
1株当たり当期純利益 9円16銭	1株当たり当期純損失 3円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

１ 1株当たり純資産額

項目	第50期 (平成21年 3 月31日)	第51期 (平成22年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	41,246	41,470
普通株式に係る純資産額（百万円）	41,246	41,470
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	185,013	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	-	85
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	185,013	196,928

２ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	1,693	696
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	1,693	696
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,790	190,975
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株、	平成21年度ストックオプション(1) 19,559,100株

（重要な後発事象）

第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 投資有価証券の繰上償還 当社が投資有価証券として保有しているグローバル コレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年 度末現在）が平成21年 5 月14日に繰上償還されるこ とを、平成21年 5 月11日に金融庁に届出ております。	-

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第52期中間会計期間末
(平成22年 9 月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金 27,119

未収委託者報酬 5,665

未収収益 839

繰延税金資産 1,304

その他 2 727

流動資産合計 35,656

固定資産

有形固定資産 1 285

無形固定資産 50

投資その他の資産

投資有価証券 7,294

関係会社株式 8,659

長期差入保証金 973

繰延税金資産 1,126

その他 60

子会社投資損失引当金 576

投資その他の資産合計 17,537

固定資産合計 17,873

資産合計 53,530

（単位：百万円）

第52期中間会計期間末
（平成22年9月30日現在）

負債の部

流動負債

未払金	3,313
未払費用	3,370
未払法人税等	402
未払消費税等	168
賞与引当金	955
特別賞与引当金	1,204
役員賞与引当金	110
役員特別賞与引当金	106
その他	151

流動負債合計	9,782
--------	-------

固定負債

退職給付引当金	804
その他	102

固定負債合計	906
--------	-----

負債合計	10,689
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	5,225

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,228
利益剰余金合計	20,228

自己株式	53
------	----

株主資本合計	42,763
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	78
評価・換算差額等合計	78

純資産合計	42,841
-------	--------

負債純資産合計	53,530
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		25,088
その他営業収益		1,394
営業収益合計		26,483
営業費用及び一般管理費	1	25,076
営業利益		1,406
営業外収益	2	1,085
営業外費用	3	114
経常利益		2,377
特別利益	4	49
特別損失	5	58
税引前中間純利益		2,367
法人税、住民税及び事業税		373
法人税等調整額		275
中間純利益		1,719

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第52期中間会計期間
(自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 9 月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	17,363
当中間期末残高	<u>17,363</u>
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	5,220
当中間期末残高	<u>5,220</u>
その他資本剰余金	
前期末残高	4
当中間期末残高	<u>4</u>
資本剰余金合計	
前期末残高	5,225
当中間期末残高	<u>5,225</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	18,814
当中間期変動額	
剰余金の配当	305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>20,228</u>
利益剰余金合計	
前期末残高	18,814
当中間期変動額	
剰余金の配当	305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>20,228</u>
自己株式	
前期末残高	53
当中間期末残高	<u>53</u>
株主資本合計	
前期末残高	41,349
当中間期変動額	
剰余金の配当	305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>42,763</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	121
当中間期変動額	

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）

43

当中間期変動額合計

43

当中間期末残高

78

評価・換算差額等合計

前期末残高

121

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間

期変動額（純額）

43

当中間期変動額合計

43

当中間期末残高

78

純資産合計

前期末残高

41,470

当中間期変動額

剰余金の配当

305

中間純利益

1,719

株主資本以外の項目の当中間期

変動額（純額）

43

当中間期変動額合計

1,370

当中間期末残高

42,841

—

—

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支 払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。 (5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるた め、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額 を計上しております。 (6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、 支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計 上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ 9 百万円減少、税引前中間純利益は68百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第52期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,477 百万円
2 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務15百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務198百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	72 百万円
無形固定資産	12 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	1,069 百万円
為替差益	11 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
支払源泉所得税	106 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	49 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
過年度敷金償却費用	58 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第52期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	85,000	-	-	85,000

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高(百 万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期 間末	
平成21年度ストックオプション (1)	普通株式	19,559,110	-	151,810	19,407,300	-
平成21年度ストックオプション (2)	普通株式	-	1,702,800	-	1,702,800	-
平成22年度ストックオプション (1)	普通株式	-	2,310,000	-	2,310,000	-
合計		19,559,110	4,012,800	151,810	23,420,100	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 5 月20日 取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

- 該当事項はありません。

-

（リース取引関係）

第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1 オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	822 百万円
1 年超	2,597 百万円
合計	3,420 百万円

（金融商品関係）

第52期中間会計期間末（平成22年 9 月30日現在）

1 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9 月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

	中間貸借対照表 計上額()(百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	27,119	27,119	-
(2) 未収委託者報酬	5,665	5,665	-
(3) 未収収益	839	839	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	7,146	7,146	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,619	215
(6) 未払金	(3,313)	(3,313)	-
(7) 未払費用	(3,370)	(3,370)	-

（ ）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

（有価証券関係）

第52期中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

—

1 子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	1,404	1,619	215
合 計	1,404	1,619	215

(注) 子会社株式（中間貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

—

2 その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	22	7	14
	そ の 他	5,936	5,761	175
	小 計	5,959	5,769	189
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,187	1,245	58
	小 計	1,187	1,245	58
合 計		7,146	7,014	131

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

—

（持分法損益等）

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,157
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	511

—

（ストックオプション等関係）

第52期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

第52期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

（１株当たり情報）

第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	217円54銭
1株当たり中間純利益	8円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第52期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	42,841
普通株式に係る純資産額(百万円)	42,841
差額の主な内訳(百万円)	
新株予約権	-
普通株式の発行済株式数(千株)	197,013
普通株式の自己株式数(千株)	85
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	196,928

2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

項目	第52期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
中間純利益(百万円)	1,719
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,719
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,928
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,407,300株 平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株

（重要な後発事象）

第52期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年7月20日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	4,507百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	
株式会社みずほ銀行	700,000百万円	
株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065百万円	
株式会社山口銀行	10,005百万円	
日本生命保険相互会社	250,000百万円 (基金の総額)	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成22年 1 月19日	有価証券報告書
平成22年 1 月19日	有価証券届出書
平成22年 7 月20日	半期報告書
平成22年 7 月20日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年 7 月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 インデックスファンド日本債券の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立 インデックスファンド日本債券の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月8日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 インデックスファンド日本債券の平成21年10月27日から平成22年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立 インデックスファンド日本債券の平成22年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。